

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会  
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成24年 5月21 日

## オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 <sup>1</sup>			
東京大学演習林樹芸研究所間伐推進プロジェクト ～東京大学サステイナブルキャンパスプロジェクト～			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	国立大学法人 東京大学(コクリツダイガクホウジン トウキョウダイガク) 印		
住所	東京都文京区本郷 7-3-1		
代表者氏名	濱田純一	代表者役職	総長
担当者氏名	迫田一昭	担当者 所属部署・役職	TSCP 室 室長補佐
担当者 E-mail	sakoda.kazuaki@mail.u-tokyo.ac.jp	担当者電話番号	03-5841-0500
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	東京大学 大学院農学生命科学研究科 附属演習林 樹芸研究所		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	国立大学法人 東京大学(コクリツダイガクホウジン トウキョウダイガク)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	SGS ジャパン株式会社		

<sup>1</sup> プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要 <sup>2</sup>	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p><b>【プロジェクトの目的・内容】</b></p> <p>(目的)            大学演習林の間伐事業により CO2 クレジットを獲得し、大学全体の CO2 排出量をオフセットすることである。</p> <p>(内容)            プロジェクト事業者である東京大学樹芸研究所が、2011 年～2012 年度に間伐を実施した林分における、2011 年～2012 年度の CO2 吸収量をクレジットとして申請するものである。2011～2012 年度については森林施業計画の間伐計画に沿って暫定値を申請するもので、面積は森林施業計画の間伐面積は森林施業計画に基づく暫定値とする。吸収量は森林施業計画の地位級に基づき、新・システム収穫表(静岡県スギ・ヒノキ人工林収穫予想表プログラムⅢ)ver.3.0.6 を使用して地位Ⅲとする事とする。最終の間伐面積は実測により仮定すr。</p> <p><b>【適格性基準との整合性】</b></p> <p>対象地は森林法第 5 条に定める森林で、森林施業計画対象林である。モニタリング・検証にあたっては森林施業計画全体の伐採届・造林届を提出し、間伐は市町村森林整備計画に定められた方法に従う。</p> <p><b>【法令遵守状況】</b></p> <p>森林・林業基本法、森林法、及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)に該当するが遵守している。</p> <p><b>【採用技術】</b></p> <p>面積測量機(Mapstar、Laser technology、Juniper system)、樹高測定器(Haglof)、胸高直径測定器(ACE)を使用し、間伐予定地の林分面積計算は ESRI 社製 ArcGIS9.3 を使用。</p> <p><b>【モニタリング方法】</b></p> <p>J-VER制度モニタリング方法ガイドラインのモニタリングパターンに基づき、活動量は、各モニタリングポイントに応じ、森林GISによる計算及び実測を行うことにより特定する。拡大係数は、「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告」で示された樹種別の拡大係数、枝根率、容積密度を使用する。収穫予想表は、新・システム収穫表(静岡県スギ・ヒノキ人工林収穫予想プログラムⅢ)ver3.0.6 を用い収穫予想表を作成し使用する。また、ガイドラインに従いモニタリングプロットを設置し、的確にモニタリングを実施する。</p> <p><b>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</b></p> <p>ガイドラインに全て準拠した算定式を採用している。</p> <p><b>【モニタリング体制】</b></p> <p>東京大学樹芸研究所所長を責任者として、データ収集・管理は東京大学樹芸研究所組織が担当する。データ収集・管理を森林管理係・調査試験研究係が担当、データ編集・解析、クレジット計算を技術主任、吸収量算定確認を所長補佐教員が行う。プロジェクト内容・進捗状況を大学本部 TSCP 室が管理する。</p> <p><b>【QA / QC 体制】</b></p> <p>品質保証及び品質管理については東京大学樹芸研究所組織が教育・研究の側面からも日常業務としての確に対応している。また内部監査的に大学本部 TSCP 室が定期的に確認をする。</p>

<sup>2</sup> プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。



<p>ダブルカウントの防止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。                  (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p><b>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由: _____</p> <p><b>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
-----------------------	---

**【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】**

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: \_\_\_\_\_

出版物 (環境報告書/定期刊行物)

その他 具体的に: \_\_\_\_\_

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

**【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】**

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: \_\_\_\_\_

その他

具体的に: \_\_\_\_\_

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。\*

備考欄
なし

以上